

静岡県告示第536号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成29年6月27日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

梅ヶ島関ノ沢No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	葵区	梅ヶ島	堂野森	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた区域
			関ノ沢	541-6 1号
			〃	633-1 2号
			〃	633-1 3号
			〃	633-1 4号
			〃	642 5号
			〃	644 6号
			〃	679-1 7号
			〃	691 8号
			〃	691 9号
			〃	692-1 10号
			〃	692-1 11号
			〃	525-7 12号
〃	525-5 13号			